

スタイリングライフ グループ 贈収賄・腐敗防止方針

スタイリングライフ グループは「スタイリングライフ グループ 行動規範」のもと、腐敗行為・贈収賄行為防止に努めます。

腐敗が持続可能な社会実現に向けて大きな障害となるとの認識のもと、当グループは一層高い倫理観と厳しい基準をもって、贈収賄を含む腐敗行為を一切許容しない方針を貫くための基本的な遵守事項として、「スタイリングライフ グループ 贈収賄・腐敗防止方針」（以下、「本方針」）を定めました。

1. 適用範囲

本方針は、活動が行われる国や地域に関わりなく、当グループの全役職員に適用されます
また本方針の遵守を製品・サービスの開発・設計・製造にかかる法人・個人などすべてのサプライヤー・取引先に尊重していただけるよう、その理解促進に努めます。

2. 法令遵守

当グループは適用される贈収賄・腐敗行為防止に関する国内外の諸法令（刑法・不正競争防止法・国家公務員倫理法・海外の腐敗行為防止関連法令等）を遵守します。

3. 国内外の公務員に対する贈賄行為等の禁止

当グループは国内外の公務員またはこれに準ずる立場の者（以下、「公務員等」）に対して、公務員等の職務行為に影響を与える意図をもって、金銭や利益の供与、またその約束や申し出を行いません。

事業の結果に不当な影響を与えるため、または事業上の不当な便宜を得るために、公務員等、政府機関、国際機関、民間会社や事業パートナー、私人との間で、直接・間接を問わず、金銭・贈り物・接待その他の経済的利益の支払い・申し出・約束・要求または受領は行いません。

4. フアシリテーション・ペイメント

不当な利益や便宜を得るためのファシリテーション・ペイメント（通常の行政手続きの円滑化のための少額の支払い）は国や地域に関わらず行いません。

5. 公務員・政党等への献金

関係諸法令に基づき許容される場合を除いて、公務員等または政党、その他関係団体に献金をするために当グループの資金または資産を利用しません。

6. 過剰な贈答や接待の禁止

贈答及び接待については、法令に適合し、かつ社会通念の範囲にある場合を除いて、その授受は行いません。またこうした贈答・接待の強要なども行いません。

7. 寄付・後援・社会的投資

当グループに有利となる決定を不当に引き出すこと、または事業上の利益を不当に得ることを目的とするグループの資金または資産を利用した寄付・後援・社会的投資等の社会貢献は行いません。

8. その他の腐敗行為

当グループは事業等に関連するリベートやキックバック、不法な国際送金、マネーロンダリング、インサイダー取引や反社会勢力への送金等の腐敗行為についても行いません。

9. 間接的な腐敗行為関与の排除

当グループは代理店・エージェント等の介在者を通じて腐敗に関与することも禁止します。こうした腐敗への関与を防止するため契約・取引を厳格に管理します。

10. 記録・保管の徹底

当グループは賄賂、または、その他の不正な支出を防止するため、適正かつ正確な会計記録の作成・管理を行い、適切な内部統制を確保します。

11. 教育・研修

当グループ役職員に教育・研修などを通じて、本方針を周知・徹底とともに、国際的な贈収賄などの腐敗行為の防止への取り組み状況などについて啓発を行います。

1.2. 不正行為発覚時の対応

当グループは腐敗に関する不正行為が発覚、または、その懸念がある場合、慎重に調査を行います。

その行為が事実であった場合、原因究明・是正措置を講じるとともに、関与した役職員に対しては、関連法令や社内規定に従って厳正な処分を行います。

スタイリングライフ グループの総合リスク管理・危機対応

贈収賄・腐敗防止への対応を含め、当グループの総合リスク管理・危機対応に関わる活動は、内部統制におけるモニタリングの一環として監査が行われ、その結果は取締役会に報告されています。

1. 体制

総合リスク管理・危機対応に関わる活動は、執行役員社長が管掌するスタイリングライフ グループリスク管理委員会が主管となり、各組織のリスク管理部門と連携して行っています。

2. 内部通報制度

当グループは、所属するあらゆる役職員や取引先などが、贈収賄等の腐敗行為や不正行為を認識、あるいはその可能性を感じた場合に通報できる内部通報窓口「SLG グループ通報制度」を設置・活用しています。

通報に関する秘密は保持し、通報者に対する不利益な取り扱いは禁止しており、通報があった場合は適切に調査などの対応を行っています。

3. 監査・調査への対応

当グループは、外部監査法人、ならびに、内部監査室の監査に全面的に協力します。また、各国・地域の関係当局の調査が行われる場合にも適切に対応します。